

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成27年度第1回芸濃地区地域審議会
2 開催日時	平成27年7月30日(木曜日) 午後1時30分から午後3時42分まで
3 開催場所	芸濃総合支所 2階 中会議室
4 出席した者の氏名	<p>(芸濃地区地域審議会委員)</p> <p>白井 洋治 落合 公広 片岡 福生 片岡 正春 小林小代子 鈴木 宗男 近澤 音美 濱野 章 林 克昌 山田 孝浩 吉井 敏子 吉田 幸男</p> <p>(事務局)</p> <p>総合支所長 和田 忍 地域振興課長 清水 裕順 危機管理担当副参事 田中 康之 産業振興・環境担当副参事 佐野 雅彦 地域支援員 平松 卓美 地域振興担当調整主幹 平子 照子 地域振興担当主幹 木下 信人 地域振興課主査 才戸 めぐみ 地域連携課対話連携担当副主幹 駒田 祐樹 生涯学習課長 野田 剛史 生涯学習課文化財担当主幹 米山 浩之 芸濃教育事務所長 松永 桂一 芸濃教育事務所教育総務担当調整・教育総務担当主幹 鈴木 秀昭</p>
5 内容	<p>1 あいさつ</p> <p>2 事項</p> <p>(1) これからのまちづくりについて</p> <p>3 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>芸濃総合支所地域振興課地域振興担当</p> <p>電話番号 059-266-2510</p> <p>E-MAIL 266-2510@city.tsu.lg.jp</p>

・議事の内容 下記のとおり

1 あいさつ  
地域振興課長

ただいまから第1回芸濃地区地域審議会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして、まず、はじめに芸濃総合支所長から、ごあいさつを申し上げます。

総合支所長

皆さん、こんにちは。鈴木会長はじめ各委員さんにおかれましては、大変お忙しいところ、また暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。三重県におきましては来年、伊勢志摩サミットが決まりました。津市におきましても昨日、津商業が甲子園へ出場ということで大変栄誉あることでございますし、芸濃地区におきましても、ソフトボールのスポーツ少年団が全国大会ということで、色々な関係で三重県、そして津市、芸濃地区も色々な動きが出てきてございます。本日、地域審議会ということで、これからのまちづくりという形で、以前ご要望をいただいた関係につきまして各部署の方からもご回答というふうな形で、考え方の部分をまとめさせていただきました。それとまた今後の話でございますけど、国の方の関係におきます、まち、ひと、しごとの関係の地方創生の総合戦略会議ということもございまして、人口減少の関係におきまして、色々な形の中で、地域づくりをすすめていかなければならないという、この関係の計画の部分のご意見等をいただければと思っております。非常に内容的には色々な点もございまして、今後共、皆さまの忌憚りの無いご意見、ご要望をいただきましてですね、進めていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

地域振興課長

それでは事項書にもとづきまして、会議を進めさせていただきますが、事項に入る前に、事務局よりご報告申し上げます。本日の会議の出席委員は委員15名中12名でございます。地域審議会の設置に関する協議第9条4項の規定にある、委員の2分の1以上の出席を頂いておりますので本会議は成立致します。また本会議は公開で行うものとなっております、津市地域審議会運営規則、第5条の規定により、会議録を作成し、ホームページ上で公開されますのでご了承ください。発言者の氏名も公表させていただきますのでご了解頂きたいと思っております。また、本日は議案の説明ということで生涯学習課の方からも事務局が出席しておりますので申し添えます。次にお手元の資料の確認をお願いいたします。まず事項書、それから事前に送付しました『芸濃地域のこれからのまちづくりに係る意見、提言について(案)』、『平成27年度旧明村役場庁舎保存活用計画策定事業概要』、『(仮称)津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)』でもし、お手元になれば、お申し出いただきますようお願いいたします。

それでは地域審議会の設置に関する協議の第9条第5項の規定により、会長が会議の議長となると定められておりますので、鈴木会長、よろしくお願い申し上げます。

皆さん、大変お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。一年中で一番暑い時でございますので、こういうふうな日もありますが、10日位前は台風11号が接近いたしましたして、大雨の予報が出ておりましたけれども、幸いにコースが外れまして雨だけいただいてありがたいことではございました。自然との闘いでございますので、まあ色々大変だとは思いますが、今日は事項書のとおり、色々議題がございますけれども、一番嬉しい議題は、いよいよ明村役場が対象になって予算がわずかでもつけていただくということになりました。10年越しにやっと実ったというような形でございますけれども、順次、進んでいけば幸いかなと思っております。それでは、座らせていただきまして進行させていただきます。

議事に入る前に議事録署名者の指名を私のほうからさせていただきます。本日は臼井委員と落合委員をお願いを致します。

また、会議は全文記録となりますので、御発言の際には、挙手をしていただき、御発言をいただきますようお願いいたします。事項書の2、これからのまちづくりについて、事務局からの説明をお願いいたします。はい、事務局。

## 2 これからのまちづくりについて

### 地域振興担当主幹

一つだけお断りさせていただきますが、今年度の地域審議会から、地域連携課の職員が出席させていただきますので、よろしく願いいたします。昨年度の地域審議会で協議いただきまして、その後提出しました「芸濃地域のこれからのまちづくりに係る意見・提言について」ですが、各関係部署から回答等をいただいています。朗読をいたしますので、確認をお願いします。1番の『地域の特性を活かしたまちづくりについて』は、スポーツ振興課から『津市総合計画において北部エリア地域かがやきプログラムの(3)自然・歴史資源を活かした、スポーツ・レクリエーションの充実として位置付けており、今後それらを一身田地域まで拡大した事業の実施について、芸濃総合支所と調整します。』と回答をいただきました。文化振興課からは、『伊勢本街道を活かしたまちづくりと同様、総合計画の地域かがやきプログラムで北部エリアのまちづくりとして、地域が主体となって取組を進めることにより、地域主体で取り組んでいる一身田寺内町のまちづくりとの連携が進められると考えます。』と回答をいただきました。企業誘致室からは『当該地域を含めた本市（全体）の産業拠点として伊勢別街道に近接した区域に位置づけている中勢北部サイエンスシティにおいては、多様な企業の立地や集積を進めています。その大きな要素として、伊勢別街道や県道津関線を通じた伊勢自動車道芸濃ICとの交通アクセスの利便性が高く評価されるなど、本市の企業立地はもとより、産業振興に果たす当該地域の役割は非常に大きいと考えています。ついては、交通アクセスの優位性等を更にPRするなど、中勢北部サイエンスシティの早期用地完売に向けた取組等を通じ、当該地域を含めた本市の産業振興の拠点づくりを目指したいと考えております。』と回答をいただきました。農林水産政策課からは『高野尾地区は、

かつて全国有数の花木・苗木の生産地であったが、需要の落ち込みや価格の低迷等により、生産の減少や少子高齢化から地域の活力低下が懸念されていたため、地元農業者が株式会社フューチャー・ファーム・コミュニティ三重を設立し、地域農業の振興を図り、更に農村部の住民と住宅街の住民の交流を進めて地域の活性化を図るため、新たな農業振興交流施設の整備事業が計画されました。本市も、当該事業計画の円滑な推進による高野尾地区の活性化を図るため、農山漁村活性化法に基づく地区活性化計画を作成し、国の交付金を活用して事業を支援しています。今後も、県や関係機関と連携し、当該地域の農業の振興、農村部と都市部の交流促進を図っていきます。』と回答をいただきました。続きまして、2番の『生活環境の整備推進について』です。建設整備課から『芸濃地区の道路整備につきましては、追上響野線（椋本環状1号線：平成24年度完成）、大坪線（平成25年度完成）の整備が完了し、平成26年度からは、久保垣内4号線の整備に着手しています。また、生活道路の整備につきましては、各地区から多数要望があることから、要望に沿う形で、必ずしも早急な整備が行えていない状況です。今後も、緊急性や事業の熟度を勘案し、津市全体として地域バランスも考慮しながら整備を進めてまいります。』と回答をいただきました。下水道建設課からは『当該地区における公共下水道事業での雨水排水施設整備については、現在のところ事業計画区域としていないため、具体的な整備の予定はございません。公共下水道事業の雨水対策事業は、現在、市街化区域内の整備を優先して実施していますのでご理解をお願いします。』と回答をいただきました。続きまして3番の『高齢者等への地域支え合い体制の充実について』です。地域連携課から『市では津市市民活動センターを設置し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした住民による自主的で営利を目的としない活動に対して相談、支援業務のほかに市民活動団体間のコーディネートなどの支援に取組み、中間支援センターの機能を果たすとともに、住民による積極的な交流等の場となるよう活用していただいております。また、地域のボランティア、地域活動団体等との協力を図るため、同センターではホームページに市民活動団体のポータルサイトとして「ミツカル」を掲載しています。「ミツカル」は活動内容別に市民活動団体の検索ができるもので、地域のボランティアや地域活動団体の皆様が協力連携できる活動団体の情報の取得に役立てていただけるものです。』と回答をいただきました。福祉政策課からは『津市社会福祉協議会と連携し、同協議会が運営するボランティアセンター事業の支援や、各地域で実施されている地域福祉活動を紹介する「地域福祉活動事例集」を作成することによる地域活動団体等との情報共有を通じ、地域における福祉活動の基盤づくりを推進します。』と回答をいただきました。高齢福祉課・介護保険課からは『介護保険制度の改正により、平成27年度から地域の実情に応じた取り組みが可能となる、介護予防・日常生活支援総合事業が実施されます。当該事業では、高齢者への支援は、これまでの介護事業者によるサービスを移行するだけでなく、多様な主体による地域での支え合いなど、多様な

サービスの整備が重要となります。本市では、地域のみなさんや介護事業者との協議を行い、多様な主体による地域での支え合い体制の整備に時間を要することから、平成29年4月より事業を実施します。』と回答をいただいています。障がい福祉課からは『障がい者が、地域で安心して自立・共生できるようにするため、障がい福祉サービス等の適切な提供による生活支援や経済的支援を行っていくとともに、地域社会における障がい者への理解を深めるため、福祉施設、障がい関係団体等による地域の交流活動を促進しています。』と回答をいただきました。続きまして4番の『高齢者の働きがいのある機会の創出について』です。高齢福祉課からは『シルバー人材センターにつきましては、高齢者の生きがいづくりに重要な役割を担っているため、これからも引き続きシルバー人材センターを支援していきます。』と回答をいただきました。商業振興労政課からは『就業支援等については、三重労働局やハローワーク津等国、県の機関が行う施策を、PR（広報等）する形で協力しており、今後も国、県等と連携しながら就業支援をしていきます。』と回答をいただきました。続きまして5番の『子ども・子育て支援について』です。子育て推進課から『近年の社会情勢を背景として、年々共働き世帯は増加し、それに伴って子育て世代の保育所利用ニーズが高まりを増しています。御意見のとおり、芸濃保育園の入所状況は基準を満たしつつも定員を超過して受入れしている状況が続いていることから、老朽化しつつある施設への対応など総合的に勘案しつつ検討していきたいと考えています。』と回答をいただきました。続きまして6番の『青少年交流について』です。生涯学習課から『芸濃地域の小学校児童数は、平成22年度376人、平成23年度389人、平成24年度392人、平成25年度393人、平成26年度392人となっています。地域団体としては、津市芸濃地区青少年育成会と芸濃町子ども会育成連絡協議会があり、育成会はキャンプ、三世代交流事業、科学に触れ合う事業等に取り組んでいただいています。子ども会では、マラソン大会、ソフトボール大会、クリスマス会等、積極的に取り組んでおられるところです。育成会へは、平成26年度において、市より補助金337,000円を交付し、その活動を財政面から支援するとともに、青少年育成者に向けた研修会を開催し、青少年健全育成者の体制作りを努めています。子ども会へは、市より補助金260,000円を交付し、地域活動の財政的支援をするとともに、ジュニアリーダー研修等を実施して、リーダーの育成を図っています。今後も、育成会や子ども会等の地域団体と協力し、団体育成の支援に取り組んでいきます。』と回答をいただきました。続きまして7番の『農業の担い手・後継者の育成について』です。農林水産政策課から『本市における農業従事者数は高齢化・後継者不足から従事者が減少傾向にあり、担い手不足、また、担い手自身の高齢化・後継者不足から、経営の継続、農地・農業用施設の適切な保全などが難しい状況となってきたことから新たな担い手の発掘、育成が喫緊の課題となっています。このため、農業委員会、JA、三重県など関係機関と密接に連携し、就農希望者に、様々な就農形態を紹介する中で、農業の全体像が把握でき、自らの立ち位置を

確認してもらえ、相談体制を構築し、就農希望者の意向や状況を充分聞き取り、関係機関と情報の共有、相互の連携・協働により農業を新たな職業として選択する希望者（農業後継者、新規参入者）に対し、地域ぐるみ、産地ぐるみで受け入れ支援を行うため、昨年4月に「就農相談窓口」を農林水産政策課に設置し、関係機関と連携し新規就農希望者をサポートしています。また、就農後間もない独立自営就農者に対しては、国の青年就農給付金によりその経営を支援するとともに、各圃場へ直接営農指導を行う一次産業新規就業専門サポーター（農業部門）事業により就農後のサポートも行っています。担い手の育成については、地域内に分散・錯雑する農地を整理して、担い手への農地の集積・集約化を促進し、生産性の向上と経営規模の拡大による農業所得の向上等を図るため、農地中間管理機構による農地集積を進めていきます。また、経営規模拡大への支援制度として、経営体育成支援事業や農業経営基盤強化資金等利子補給事業により経営支援を行っています。青年農業者の情報交換や共同事業などの環境づくりについては、津地区指導農業士会、津地区青年農業士会、津市農村女性アドバイザー連絡会議、津市農業青少年クラブにより組織される「津市の農を考える会」があり、この中で情報交換や共同事業などが実施されていることから市もその活動を支援しています。今後も、国県の支援制度を有効に活用し、新規就農者・担い手の確保・育成に努め、持続可能な農業・農村の振興を図っていきます。』と回答をいただきました。続きまして8番の『森林の育成支援と企業等との連携について』です。農林水産政策課・林業振興室からは『本市の森林の大半を占める人工林は、利用期を迎えていることから、本市では森林整備地域活動支援交付金事業により、森林経営計画の作成を支援し、施業の集約化、作業路の開設等による利用間伐を中心とした国県造林補助事業による間伐事業を推進しており、また、国県補助事業の対象とならない間伐に対しても市単独で補助を行うなど、積極的な森林整備を展開しています。間伐材のバイオマス利用の推進については、津市バイオマス産業都市構想に基づき、木質バイオマス発電事業等についてJFEエンジニアリング株式会社と包括連携協定を締結し、平成28年度中の売電開始に向けた取組を支援しています。また、林地残材の有効利用を図るため、平成26年度から「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用し、間伐未利用材の搬出経費の一部を補助することにより、木質バイオマスへの利用促進に取り組んでいます。今後も、間伐事業の推進による森林整備を進め、地域バイオマスの有効活用等について、積極的な企業の参画を促し、地域資源の活用促進を図っていくとともに、森林組合等関係機関と連携し、新たな木材需要の創出にも取り組んでいきます。』と回答をいただきました。環境政策課からは『平成26年3月、国のバイオマス産業都市に認定され、木質バイオマス発電プロジェクトを先導的に推進するなか、平成26年9月には発電所の進出を決定及び本市と包括連携協定を締結し、平成28年7月の稼働を目指しています。また、他の3プロジェクト（汚泥の固形燃料化、食品系廃棄物活用、木質バイオマスの固形燃料化）につきましても関係所管部局及び関

連企業との連携のもと推進を図ってまいります。』と回答をいただきました。続きまして9番の『コミュニティ交通システムについて』です。交通政策課からは『高齢化が進むに従い、コミュニティバスの役割に期待が高まっていることは十分認識しております。コミュニティバスのルートや停留所の位置、運行時刻などにつきましては、利用者や地域住民の御意見をアンケートや関係者への聞き取りなどにより、その地域・ルートに見合った運行となるように調整を図っております。今後も、利用者や地域住民の皆さまの御意見を伺いながら、誰もが使いやすいコミュニティバスとなるように努めてまいりたいと考えております。』と回答をいただきました。続きまして10番の『総括コミュニティ団体の育成支援について』です。地域連携課から『本市では、市民活動推進事業として、NPO法に規定される特定非営利活動内容に取組まれている団体、またはこれから取組もうとする団体に対し、その活動などに要する経費の一部を財政支援する交付金を活用いただけます。また、本市が設置する津市市民活動センターでは、市民活動に関わる相談、支援業務のほかに市民活動団体間のコーディネートにも取組んでおります。』と回答をいただきました。続きまして11番の『空き家の有効的な利活用について』です。環境保全課からは『「空家等対策の推進に関する特別措置法」には家屋の除却、修繕等の措置の指導・助言、勧告、命令、行政代執行のほか、国による空家等に関する施策の基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の策定等についても含まれており、今後は法律に基づき対応を行ってまいります。』と回答をいただき、都市政策課からは『現在、空き家の利活用及び地域の活性化などを目的として、美杉地域で空き家情報バンクを実施していますが、今後、空き家の利活用を検討する中で、中山間部のように不動産市場で物件の流通が難しい地域でも、空き家情報バンク制度は、有効な手段のひとつであると考えられますので、宅建業協会など関係団体とも相談をしながら同制度の拡大について検討してまいります。また、住み替え支援として、昨年度から一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）が実施しているマイホーム借上げ制度の紹介を窓口や本市HPで行っています。この制度は、子育ての終わった50歳以上の方の戸建の自宅を、子育て世帯などに借家として提供する制度で、まだ、本市では実績はありませんが、今後活用が見込まれると考えています。なお、来年度に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、空家等対策計画を策定のため、本市における空き家の実態調査を行うことから、この調査により、各地域の空き家の状況等を把握し、有効な手法を計画策定とともに検討してまいります。』と回答をいただきました。最後、12番の『地域斎場について』です。市民課から『現在、地元の自治会等が管理・運営する火葬施設が、芸濃地域に10か所あるほか、美里、安濃、一志、白山地域にそれぞれあります。解体・撤去に係る費用に対する補助制度の創設については、平成24年に各地域への聞き取り調査を行ったところ、使用実態がない、設備老朽化等で使用できないとの回答が多かったものの、近々解体を予定しているといったご意見はほとんど見受けられませんでした。ご要望の

取り壊しへの支援制度については、制度の趣旨・目的、前述の調査結果等から支援制度の考えは現段階ではありませんが、今後、各地域からこうした声が多く寄せられるようであれば、調査、研究等を行っていく必要があるものと考えています。』と回答をいただきました。それぞれ、所管部署からの回答でしたので御不明な点や質問等あれば、再度事務局から確認し、後日回答させていただきます。よろしくお願いします。

鈴木会長

ありがとうございました。説明が終わりました。それでは、各所管部局からの現時点での回答ということですが、何かご質問等ございますか。あれば挙手をお願いいたします。議長が指名した後、ご発言をいただきますようお願いいたします。ご質問はいかがですか。はい、片岡さん。

片岡（福）委員

今、ご説明をもらったんですが、どこの部署がどうか、この点がどうか、そういうことではなしに、全体でちょっと話をさせていただきたいんですけど、我々が今後の芸濃町についてのまちづくり、こんなことをしてほしいという要望を出したわけですね、それへの答えが出ているんですが、現時点でこういう答えしか出ないのかどうか私は分かりませんが、あまりにも答えが具体化されていない。今後のまちづくりの質問に対して、今後はこういうふうにしますよとか、例えばこういう施設を作りますよ、こんなふうにかえますよとか、具体的な答えがあまりないね、中にはありますよ。中にはありますけど全体を見るとね、こういうふうに検討していきたいと思います。こんな環境整備をしたいと思いますという漠然とした、僕らから見たらね、漠然としたような感じの答えが多いね。それでは、例えばせっかくこの審議会で、今後のまちづくりでこんなふうにしてほしいという具体的なことを出しているにも関わらず、今後そしたらどう変っていったのかを検証する場合に検証しにくいと僕は思うね。これ、ずっと中を見ても例えば何々線、道路についてはこういうふう整備に着手していますとか、具体的に出ていますね、ホームページでこういうのを作りますとかね、そういうのはわかるんだけど、なにか例えばですよ、これと言うたら2枚目になるかな、高齢福祉課「シルバー人材センターにつきましては、高齢者の生きがいに重要な役割を担っているため、これからも引き続きシルバー人材センターを支援していきます」書いてありますので、これは具体的ではっきりしているよね。その下の方で「就業支援等については、三重労働局やハローワーク津等、国、県が行う施策を、PRする形で協力しており、今後も国、県等と連携しながら就業支援をしていきます」というが、こんなもん分からへんよね、具体的には。言うとの意味はわかるけど、具体的に何をするのかというのがわからへん。そんなんが結構あるよね。何々を整備したいと思いますとかね。こういう回答は、本来はこういう回答を求めているんじゃないと僕は思うんだよね、この審議会では。もうちょっと具体的に、これから芸濃町をみていった時に、審議会でこういう要望を出したけど、ここまで出来たん



だな、これは出来なかったんだなあ、こういうふうにとやろうとしてたけど出来ないんだとかいうのが、分かるような答えがほしいね、本当は。各担当部署で答えを出してもらったんです。だからこういう答えを出したからというて、出来たやないか、出来てないやないかと責めるわけではないけども、もう少し分かりやすくするために、こういう計画でおったけど、実際はやっぱりできなかったな、こういう問題があったからできなかったなと、こういうふうに言っていたけどここまでできたなとか、なにか、こういう分かりやすいような、今後の対応、方針というなかの答えを本来するべきじゃないのかなと思いますよね。そうしないと、こういう書類が残って行って、これから2、3年先にですよ、あの時に役所側の担当はこういう答えをしたけど、これどこまでやったのというた時に、これと比べた時に、ここまで、こういう答えをしましたけど、ここまで出来ましたよと言にくいような答が多いよねと感じる、僕は。だから本来から言うたら、もうちょっと例えば具体的に、ちょっと例えばの話ですよ、例えばの話、具体的にちょっと言うとね、たまたま、この間津商が勝ったから、例えばですよ、津商業に甲子園に出てどういう考えで野球をされますと言った時に、優勝を狙いますというのか、第一戦を勝ちたいですよという答が出来るじゃないですか、それが例えばですよ、皆で何とか頑張って、皆さんに喜んでもらえるようにしたいと思いますと言えば、これは漠然としているよね、そういうのを求めているんじゃないわね、ここは。もうちょっとはっきりした答えを。はっきりと答えを出せなかったら、出せないでいいかしれないけど、それはそれで良いかしれないけど、もうちょっと本当は具体的に方針というのは出すべきとちがう。それやなかったらこの審議会で、これからのまちづくりに対してどんなふうにしたいか意見を出している意味がないと僕は思いますわ。以上です。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。ただ今の質問に対して回答ができますか。はい、支所長さん。

総合支所長

片岡委員のご質問の関係でございますが、この審議会の関係で色々と政策的な関係のご意見ご要望とか、色々な形をお聞きしてこのような形で作らせていただいたんですが、あくまでも大きな意味あいでの方向性ということの中で、ご要望をいただいております部分と、その中でも割合とお話にあったように具体的に実際やっておるような関係については具体的に書かさせていただいております。その施策の関係とか、色々な方向性の部分でございますので、逆にいいますと、こういうことをしますということの言い切り方が、現在の中ではやはり実施という形の中で決まってないと、申し訳ないんですが、こういうふうな回答の部分になっていくことになっております。今後の部分の中でいきますと、それを実際、ご意見、ご要望いただいた部分について実施という形の計画のなかになり、より具体的な話の中で詰めさせていただく関係がございます。まだ、

そのような形の中で決まっていな関係につきましては、このような表現でご回答ということになってしまいますので、そういう点では、行政の全体的な、ふわっとした回答で、もっと民間的な部分とか、具体的な関係の中でやる場合についてみれば、委員の皆さまには、少しもの足りんかなというような感想になろうかと思ひます。今、現在の中で色々とその方向性の部分で、担当部署のほうでは、今現在での考え方を書いていただいたというようなこととごひます。

鈴木会長

はい、片岡さん。

片岡（福）委員

あのね、支所長さん、例えば、この審議会で出した意見に対して支所長さんがどうひく考えでおられますかといへば、今の答でいいわけですよ。例えば、市長さんどんな考えですかと聞いたら、こんな答でいいと思ひんです。でも、これを出している答は、所管の各課が出したわけでしょう。そしたら審議会で出たこの要望に対して、各課で検討しているんやから、本来からいくと、各課でもっと詰めて答が出るとははず。そしたら、所長さんが言われるのはわからんこともないけども、本来、答を出しているところは、各課の一番末端になった部署で検討して答えている結果だから、今、所長さん言われるけど、今の段階でそれぐらいしか答が出しにくいと言われるんだしたら、せつかく審議会で議論して要望を出したことに対して、この所管の課ではそんなに詰めてないのと、僕らから見たらですよ、本来もっと詰めるべきじゃないのと、課としての意見なんやから、ここでこういうふうにやりたいと思ひますと言った言葉に対して、やれてないじゃないかと責めているわけじゃないんで、できることもあろうし、できないこともあろうし、もうちょっと目標物をきちつと決めるべきだと僕は思ひ。そうでないと各課がこんな答を出していたら、ここでなんのためにみんな議論して要望を作ったのとなってしまうから。だから、今、現時点がどうのこうのと言うたら、こんな答しか出せないぐらいしか各課の人が議論していないのと、詰めていないのと、そんなの失礼じゃないのと、僕らから見たらですよ。そうやわねえ。これ審議会のこの答を出すために、要望書を出すために、色々議論しながら、これ僕らもずっと書いた中で、作ったわけじゃないですか。そしたら各課も、もっと詰めるべきですよ。いや、審議会でこんな要望を出されたけど私ども課としてはここまでしかできない。例えば、今出されても、ここまでしかできないけど、ここまでではなんとか考えたいと、もうちょっと具体的に出してほしいよね、答を。これを、今言うこの答を和田所長さんの意見として出すとか、前葉市長さんの意見だと言うんだしたら、そこまで細かく詰めれないから、考え方として全体を見る人の考え方としてという答はわかるけど、この答を出しているのは各課やもん、僕ら見たらこんな中身見たら全然こんなもん、課の中でそしたらどうひく議論があつて、どうひく会議を設けて、どんなふうにとまとめたのと言ひたいぐらいと思ひ

いますよ、私。

鈴木会長

所長さんどうぞ。

総合支所長

各課、真剣に色々な形の中で、書かれていただいているということで、まずご理解いただきたいんです。それと、やはり行政の宿命みたいなところがございまして、事業を実際に実施するという関係になりますと、より具体化という話になるんでございますが、その部分でいくと、お金とか、色々な形の部分がやはり確定しない限りは、具体化をするというのは中々難しいということになってまいります。ですから方向性が決まって、こういうふうになりますということは、具体的に書かさせていただいているんですが、より細かい点の部分で、決めるのは中々難しく、色々な全体的なバランスの中でやるというようなことの部分につきましてはお叱りを受けるんですが、まあ、オブラートで包んだような全体的な回答になってしまいます。ただ、これを具体化していく部分につきましては、実際行政が主体となってやる部分と、それと地元団体が一定、主体的になってやる部分とか、様々な執行の形態がございます。そうしますと基本的には地元の団体とか、色々な形が主体になるようなことについては、それは支援をしていくという方向性はあるんですが、それをやりますよということの中で言いますと、行政が実施してやる部分であれば、出来るという部分になるんですが、団体がやる分については、やりますよというのは中々難しいということもございます。

ですから各部署については、今、現実的な中の部分で基本的には回答としては真摯な議論の中でしていただいている部分になるんですが、具体的な部分になると、より具体化の関係は、実施とか、色々な形の状況を経ていると、この中でも書きづらいとこういうふうなことになっております。ですから、後は方向性の中で今後具体的な要望とか、肉付の関係は、私どもの地域の中からあげていき、要望もやっていますが、その中で具体的に実施、実現できるような形もやっっていかなきゃいけないと思います。ただ、大きな方向性の部分の要望になりますと、中々現実的に難しいということですから、道路とか、そういうのは順次実施の関係で計画のあるやつは、このように明確にやっしていきますという話になってきます。そういう点では物足りないといえば物足りないというのが回答になっておるということで、これは担当部署の関係においてもそういうふうなことの中で、断言できにくい部分はこういう回答ということでご理解いただきたいと思っております。

鈴木会長

はい、片岡さん。

片岡（福）委員

あのね、この答えの中にはね、悪いけどこんなやったら僕でもこれ作れるよというのがあるよね、悪いけど。これ、行政の悪いところかもしれないけれど、

今、支所長が言われるのはわかりますよ。こういうのをやりますといたら、お金もかかる、予算もつけないかん、執行できるかどうか許可もとらないと駄目だ、だから書けないと。そら、わからんことはないけど、そんなことを言っていたら、我々が一生懸命この芸濃町のまちづくり、今後こうやってしてほしいというのが中々実現できない、悪いけど。僕が今言うのは、こんなふうにやりたいと、こういう整備をしたいでいいじゃないですか。それができる、できないというのは、こうやってやろうと思ったけど、予算的な、財政的な問題もあって、こんだけしか財政がつかなかった、だからできなかったという答えが出るじゃないですか。そういうふうにしないと、悪いけど各部署でこんなこと本当にやってくれるのとか、こうやって、ええこと書いてあるけど、どこまでするのという疑問を持つわな、僕らから見たら。このへんが民と行政側との違いかどうかわかりませんが、僕ら民の立場からいくと、なんかとろいなという、これが行政のやり方なんやろな、と。要するに急に決めつけてこうやるとか、こうしたいというなんか方向性をもう少し絞って出してしまうと、できなかった時に自分たちの首を絞めたりとか、できなかった時に予算がつかなかったらどうしようかというのを考えすぎるから、こういう答えになるんやろうね、多分。

鈴木会長

ありがとうございます。はい、支所長さん。

総合支所長

行政の部分は、色々な制度とか、その支援の関係とか、様々な形の中で、こう枠組みを作りながら、そういう団体にしろ、自主的にできるような形で支援していくという部分がメインな部分と、その、行政として主体的にやってかなきゃいけない部分とかでいく関係がございまして、要望の関係におきましては、行政が主体的に事業主体として津市として管理者としてやってかなあかん部分と、後は支援とか補助とかいう形の中でやる部分とで分かれてくる関係がございまして。ですからその点でできる部分の関係が具体化されれば、その中で行政が積極的に、インフラにしてもそうですけど、要望があれば予算があるのでやらせてもらいますと、こういうことがはっきり言えるわけなんですけど、政策の部分とか補助、支援の関係でやると、事業主体とかそういうのが実施したいとか、そういう関係でいくと、事業主体がそういうふうなことになるないと、中々具体化できない。その要望に対しても齋場の関係でも書いてございますように、全体的としてどうなんかという話になったりとか、その個別に当該地区の部分で、椋本はそういう話ですけど、他の地区全体でみると中々難しいですよとなると、制度を作るという部分でこういう回答でもう少し時間をさしていただきたい。下水道の関係についても計画はあるんですけど事業実施を具体的にするというのは、事業実施的な計画部分が、まだ作成されていないのでこれは中々難しい、福祉関係についても制度として、国の方向や色々具体的な部分が出てきているんですけど、具体的な部分は今後また考えてやっていきます。

この福祉の関係なんかは、そういう方向性が決まれば、この地域の中の関係、関係団体がどういうふうにやっていくかを、そういうふうな要望を聞いて個々にあがっていくというふうなことになると思います。ただ、私どものこの地域からあげられた方向性とかそういうものについては、認識をしていただいておりますということでございますので、これを具体化する関係とか事業を実施する場合については、この意見とか要望について、出来る限り基本的に取り入れていただくようなこと、色々な形の中で把握して実施に向けての要望を採り入れていく、ですから私ども芸濃の中におきましては、より具体的な計画の部分で要望は行わさせていただきます。その中で全市的な優先順位とか色々な形があって、中々進まないという部分もあろうかと思いますが、進み方については、行政というのはできますが、中々民間のようにここへ集中的に行ってこの収益を上げるとかできますが、行政の福祉とかいう形につきましては、中々これをやりますという方向性の関係についても時間がかかってくるということですので、この点は少し歯がゆい点があるかと思うんですけど、ご理解いただければなあと思っております。

鈴木会長

はい、片岡さん。

片岡(福)委員

支所長の言われるね、本来行政側がやるべきものと、住民でやっていただくための支援というのはわかりますよ、そんなんは。そういう区別があるというのは当然わかっています。今、さっき色々言いながら、今、言われた話で一番最後のこの斎場の問題でもね、これきちっと書いてあるやないか、こういう答えも出るんやと僕これびっくりしたけど、例えばですよ「ご要望の取り壊しへの支援制度については、制度の趣旨・目的、前述の調査結果等から支援制度の考えは現段階ではありません」と書いてあるね。はっきりしてるじゃないですか。僕がいうのはこういうことをはっきりしたらどうなのということ。はっきり出ているのはあるね、これ例えば「支援制度の考えは現段階ではありません」と書くと、なんでやという、その後ろにちょっと付け加えがあるけど、普通こういう書き方はしないね。他のところではっきりしないと、僕が言うのはそこなんや。こういうことをはっきり言わないから、もう少し言葉を濁さずに、もうちょっとはっきりした回答をしたらどうなのという話。これ、はっきり書いてあるもん。「現段階ではありません」と。こういう要望は出しているけど、現段階では考えてないんですよ。しかしながら、今後こういうことがあったら声は聞きますよというのは書いてあるね。そやで、こういう答えもあれば、まったくそうじゃない、何かつかみどころのないみたいな、何が言いたいのか、どう考えてるのとわからんという答えもある。そこをね、もう少しやっぱり我々住民に対して、住民からこういう意見は出てるんだけど、今段階としてはまだ予算化もできていない、そのために、こういう答えは出せないけど、私どもの課としては、こういう方向で考えてますよという、もうちょ

っとしたはっきりとした答えを本来出してほしいね。そういう答えが出ていないのが多い、見ると。今、ずーっと聞いているのに、もう嫌になるような答えがいっぱいある。そう思うのは僕だけかもしれないけど、皆さんどう考えているのかわからないけど、こんな答えやったら、質問に対する答えなんか作ろうと思えば作れるような答えばっか多いもん。それなら、その課の本当の考え方というのが出てると言いたいところがあるね。ちょっときつい言い方で悪いですよ。きつい言い方であれかもしれないけど、そう感じる、すごく。

鈴木会長

はい、(地域振興)課長さん。

地域振興課長

先ほどから委員さん言われるように、誠にそうだと思いますけど、この斎場の場合についてはですね、設問のほうもというか、問いかけの方も、かなり絞られた、こういうことですので、この補助金がないんだとか、こういう点に絞ってますんで、その回答はすべて今の現行の規則とか要綱に基づいて回答しております。それについてはこういうふうに絞って、これについては、現在はないんやというふうな話で回答をしております。後のことについては、一層推進してもらおうとかいうようなことでございますので、そのこのピンポイントで、それがいっぺんで全て解決できるような制度とか施策であれば、そのように回答しとると思いますが、その点については今後のまちづくりの計画の中にと、こういう各課の回答です。

鈴木会長

はい、片岡正春さん。

片岡(正)委員

言うことはよく分かる。しかしながら、官と民の違いというのがやっぱしこういうところに現れる。私も色々な要望で、色々なところや県の方へ要望にいつとる。昨年、今年の2月もある物件で4年かかっています。同じ物件で4年かかりました要望書、今年の2月に県が出した答えは「その計画はありません」という答えでした。我々4年もかかって要望した結果が、この2月「その計画はございません」という要望書の内容でした。しかしながら、今後のまちづくりの、この件については、僕は行政の立場やったらわかる。行政の立場やったらこう書くやろうと、私やったら分かります。と、いうのは、こうします、こういう考えで行いますと、行政の要望書、県の答えは、検討します。お伺いいたします。今後考えます。こういう答え方、これが行政なんです。しかし、それが駄目ですよと言われると、行政も僕は非常に困ると。しかしながら、この件については、今後これからのまちづくりという意味合いで各所管、各課にこの件については27年度の今後のまちづくりの件について、今、所管はどういう方向づけをしていますかと、28年度はどうなりますか、29年度はどうなりますかという僕は進め方で良いと思うんです。僕は行政の見方で、えらい言

いは悪いですけど、行政を預かる立場として、道路整備をする、道路をつけますという場合、何年度に道路をつけます、計画してます、そしたら、その年度に予算がつかなかった。予算がありません。来年考えます。またつきませんでした。それやったら民が承知しないでしょう。ですから、検討します。考えます。という僕は行政側の返事になると思う。今後、この物件については、この審議会で、この件については所管は今どういう進め方をしていますかという、僕はこの進め方でいいと思うんです。そうなっていくでしょう。ありがとうございます。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。はい、林さんどうぞ。

林委員

なんというか、こんなことやろうなあとと思いますが。予算もあり、議会もあり国とか県が法律なり方向性を出しておれば、そういうことで進めようということなんでしょうけど、ま、市単独ではそこまでいかないんだろうと思うんですが、個別のことじゃないんです、できればですね、これは予算とか、施策を担当している課単位でのコメントということになっておるんですけども、総合支所としてはどうなんだろうとか、それぞれ本庁は部、課で色々縦割りでやってみえると思うんですけども、総合支所は地域全体を見た場合、もう少しなんかこういうやり方があるんじゃないのかとか、横断的にもっとやれることがあるのと違うかと、色々考えるようなことはあるのと違うかと思う事と、この津市総合計画の214ページから217ページの間に市の対応の仕方が書いてある。その中にも同じようなことを書いているんですね「受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行い、職員一人ひとりの能力向上を図ります」「課題等の対応に向けた初動として、すぐに「できるもの」と「できないもの」を整理し、まず、市民や地域にその対応の方向性を示すとともに、できることから迅速かつ着実に取り組みます」以下云々と、こう今までとはちょっと違うことをやりますということを書いていますので、今までと同じ返事では世間は許さないということだけ言うとして下さい。

鈴木会長

はい、支所長さん。

総合支所長

総合支所として皆さんの意見をお聞かせいただいて、これまとめました。ですから、これの実現に向けてという形に向けて、要望をあげさせていただいております。大きな方向性としてあげさせていただいておりますので、その関係のところは該当するのであれば、その部分は強く要望させていただいておりますが、そこに書いていただいた総合計画の中にあるように、できるだけ迅速にという話があるんですけど、これは非常に、津市全体、芸濃地域全体、色々な形の中の順位とか、その考え方の部分があり、制度としての関係の中でございま

す。よく言われるように総合支所に権限とお金ということで言われているんですが、今のところはインフラの関係でいただいた部分があるんです。それ以外のところは、それほど総合支所でこれをやりますとか、福祉の関係で私の命令でこれをやれというのは中々難しいという状況になってございます。ですけど地域の中で、やってかなあかんことはその部分の中で要望を随時あげさせていただいていますし、基本としては、制度ができればその中で地域としての中で地域としての課題、問題点をあげて、その制度にうまくのっかるような形の中で要望をあげさせていただくというようなことです。中々この点で、事業主体が、市がやらせていただきますということで出来るうちは、私の中でできる関係はさせていただくんですが、団体とかいうところがやりたいというふうな形がないとできない。そういうふうなことを説明しながらやらなければいけない。団体にご理解いただきながらどうでしょうかということの中で、団体自体が実際にやるか、こうしていくのに、非常に長く時間がかかったりとか、お互いの中で理解を深めながらやっていかなければならない。ですから団体が、これは市から頼まれた、市からの命令やというと、これまた変な話になってくる部分があります。こういう点は地域の中で各団体と協力連携を常に持ちながら、色々な制度の中で実施をしていく。その都度、協議をはかれるような環境を作り出していくということが、一番大きな関係になります。また、大きな方向性のある関係になると、他の地区との連携とか色々な形があります。それはそれで他の地区とやっていくということの中で、団体間の連携にしる、行政の連携とか、そういうことは今後密接にさせていただくというようなことでございます。この本庁の関係部署の方へ、基本的に芸濃地域の課題と問題点はこうあって、こういう要望があるというのは文面であげていただいて、一定の中で芸濃地域はこういう課題と問題についてあるという認識はもっていただいています。それを、より具体化をいかに図っていくか、それを強く要望して実現を図っていくかということをしていかなければならないかなと思っております。そのようなことで取り組みを継続してやっていきたいと思っております。

鈴木会長

はい、濱野さん。

濱野委員

これを見せていただいて、次のステップとして思ったことなんやけど、まず1番はここに書いてあるように民間ですけど赤塚（植物園）さんが株式会社フューチャー・ファーム・コミュニティ三重というのを来年の6月にオープンする。その後、これに対してパートをこの地域からも含めて100名ほど募集する。芸濃地域の方々も働くところできてそこの地域の活性化にもなると思うし、これスタートしていきますと次のステップとしては、インターのところから赤塚のどこまで全部花畑という、芸濃も絡んでますもんで、色々な話が出ていますけど、これは芸濃インターの活性化になりますもので、バックアップして芸濃も協力していただきたい。2番は先ほど支所長も言われたようにインフラ、これ



も地域予算がありますもんで、地域からの要望もたくさんあると思いますもんで、まず順位をつけて緊急のところからこなして行ってください。3番は、ここには書いてあるんですけどシルバー人材センターの使い方、これは本当に下手くそやと思います。これ本当に真剣に考えないと、私らもう今65歳になりましたけど、55ぐらいで退職された方もみえますけど、なんか働きたいというのがありますけど、人材センターには、植木の剪定やそんなことしかないとか勘違いしている人がようけあるけど、うちも人材センター頼みにいって配送を頼みにいったらそんな項目はなかったんですけど、募集したらたくさんみえますんやわ。籠の片づけでも。午前中だけでも喜んでますんで。これが本当にシルバー人材だけやなしに、働いてもらうということは、お金も使うてもらえますし、介護もいらなくなるし、いくらでも活用しますで出してくださいということでした。もう少しステップをあげていただきたいなと思いますけどね。4番は高齢者ですけど、5番は学童保育については、たくさんみえますんやわ。改めて気がついたのは、幼も小もありますけど、放課後預かってほしいという要望が本当にあるんですな。この地区、今は少ししかないですけど、本当に働いていただくには、昼からなり夕方から預かってもらうという施設を、この芸濃だけでなく、津市全体で考えていただきたい。6番の青少年のやつは前からでしたんやけど、津市の子ども会が白山へ行ったりなんかしていますけど、白山も津市やでよろしいですけど、もっと芸濃のほうも活用していただけないのかなと、河内なんかを。子ども会とか、青年会議所で事業をする時には。今、白山行ったり美杉へ行ったりしていますけど、河内溪谷とか使っていないかなと思います。それから7番の農業の担い手で、私もびっくりしましたが、7月1日にイオンの員弁の農場がオープンしました。データー取ったら、日本一の生産者はイオンになりますんやね。日本中で19箇所していますけど。この地域はまだ、一志やあちらの方に大きな形のものがありますが、この地域は中途半端な形でありますけど、ああいう大手と組んだ農業の担い手や活用の仕方というのは、そろそろ考えていってもええんと違うかなと思ったりしますので。それから8番目のここに書いてあるバイオマスと書いてあるもんで、昨日も中勢バイパス走ったら、改めてゆっくり見ると嬉野アグリバイオマスのチップを預かっているところ、そんなに大きいものと違いますけど、あれは今松阪から、加工してもろてますんか。

総合支所長

そうですね、松阪森林組合から。

濱野委員

三重県でもあと1、2箇所造りたいという案もあるみたいやけど、芸濃の山も間伐するとよくわかりますけども、廃材が出たりしますんやけど、芸濃やこの地域、安濃も含めて、一旦、チップの中間の施設ぐらいできないかなあと。バイオマス、バイオマスと手をあげるのもいいけれどという気もしますけどなあ。それから9番のコミュニティは、これは三重交通のバスのからみがあり

ますけど、おかしなもので安濃のバスが、安濃のとこだけで帰っていきますんや。芸濃のバスは芸濃のとこだけで帰っていきますんやけど。そろそろ次のステップとして、もう少し大きなからみでバスもできないかなあと。三重交通の関係があるで、できない点もあるかわかりませんが、芸濃のバスが、岡本で帰ってくるよりも、もう少し向こうまで行ったほうがええし、安濃のバスも芸濃の方へ来た方がええかもわからんけど、なにか、そんな活用できたらいいなあと思っています。最後、空き家は一遍調査して下さい。本当に多くなってましたなあ。町内の3分の1が空き家になると違うかというデータも出ていますけど。大きな災害、なんで怖いかというと、台風で瓦が飛んで来る、その状態にそろそろなってくるような気がします。ようけ見ると行政がネットをかぶせた家もありますけど、二次災害になりますね。これは芸濃だけでなく、市内も含めて一度調査していただきたい。12番の斎場は、地域の考え方が違うだけで、私たちの親父なり、その前なりが茶毘に付された場所が草まるけになっていくというのは、あまりいい気がしない。まあ、そんなところです。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。こんなこと一つずつ、ご意見言っていただきましたが、皆様のご意見は議事録に全部入ってますもんで、また、各部局へ議事録が回っていくので、むこうの方で説明をしていただきたいと思っております。他に細かく何か質問されるところがあれば、はい、片岡さん。

片岡（福）委員

ちょっと細かくなって申し訳ないんですけど、何度もお話するようで、あれなんですけど、支所長さんね、本来、審議会で各委員が今後の芸濃町のまちづくりについてどんなふうにしたらいいですかという話の中で、僕らも一生懸命考えて、家で考えて文書を作りました。ここへ出しました。その中で採り入れられてないものもあります。採り入れられたものもあります。各委員の人がそれぞれ一生懸命考えて自分たちのまちをどんなふうにしたらいいかと書いているわけですね、一生懸命やって考えて答えを出しているんで、ぜひ行政側も、真剣じゃ無いとはいいませんけど、今、言われたように行政側の立場なんでと、色々立場があつてと言われるけど、分からんことはないですが、世の中も変わるんで、行政も民間のような立場の考え方をしてね、もう少し物事を絞り込んだり、ある程度、前向きに物事を決めてかからないと物事というのは達成しないんで。基本の考え方が漠然としてたら、結果は絶対いい結果は出ないですよ。やはり自分の目標というのはきちっと決めてやらないと、絶対答えは出ないですよ。行政はそういうことはできないといわれるかもしれないけれど、そんなんでは僕はよくないと思う。今までの行政というのはそうかもしれないけれど、今後の行政というものは、やっぱりそうでしょう。民間の人は食ってかないかんから、こんだけやらないかんといえは一生懸命やるじゃないですか、それで食べているわけじゃないですか。行政はそんなんと違うといわれるかもしれないけれど、やっぱり行政も同じような考えで、芸濃町のまちづくりとし

て審議会でこういう意見が出たから、やるとしたら、こういうふうにやっ  
ていこうというのを、そういう形のね、もう少し絞った前向きの考えを細かく出  
してもらわないとやはり達成しないと思うんで。ぜひ、それを所長さんから各所  
管の方たちにもお伝えしていただきたい。以上です。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。はい、支所長さん。

総合支所長

ただいま片岡委員が言われましたように、皆さん一生懸命考えていただいて、  
これを作ってこられたということでございますので、これをいかに具体化して、  
各部署へ要望を行って実現に向けてやらせていただくということでございま  
す。大きな方向性の中の具体的な形を、また私どものほうも検討して行政の部  
署の方へ要望をあげていきますので、そういうふうな形で進めていければと思  
っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木会長

ありがとうございます。予算もつけてもらうことですので、中々はっきりし  
た回答が出せないとは思いますが、要望はできるだけあげていきたいと思  
っております。他によろしいか。はい、吉井さん、どうぞ。

吉井委員

小さなことですが、1番の農林水産部の中の株式会社グリーンパークコミ  
ュニティ三重という株式会社があって、ちょっと公的な文書の中には異質な感  
じがしたんですけど。濱野さんの説明でだいたい納得はしたんですが、株式会  
社というのは営利を目的としているので、こういう公式なところに載せていい  
ものかどうかちょっと異質に感じたんです。

鈴木会長

株式会社、ああ赤塚さんか。

総合支所長

これはですね、赤塚植物園をはじめ地域の農家の方々の、その高野尾地域の  
農業活性ということの中で計画を作られてやった。基本的には株式化をして事  
業を実施していくというようなことになってございます。農業をやる場合は、  
色々な農事組合法人とかあるんでございますけど、今、お話ししたようにイオン  
でも農業に参入するという形の中で、株式会社としてやっていくと。ここに書  
いてあるような、事業計画で具体的なことをやるという中で、会社名を書かさ  
せていただいたということでご理解いただければと思ひます。

鈴木会長

他によろしいか。それではその他に入りたいと思ひます。事務局なにかござ  
いますか。はい、事務局。

3 その他

地域振興課主幹

事務局から3点ございます。まず、1つ目は、『旧明村役場庁舎の保存に関する

る状況について』です。詳細は生涯学習課の課長からご説明申し上げます。次に2つ目は、『旧安西小学校・旧雲林院小学校跡地に係る利用等の状況について』です。こちらにつきましては、事務局から説明申し上げます。最後に事前に資料として『(仮称)津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)』『(仮称)津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(骨子案)』を送付していますが、地方創生に向けた御意見をいただきたいと思っております。以上、3点です。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

その他の項目で3点ありました。では、1つ目の旧明村役場庁舎の保存に関する状況について説明をお願いします。はい、どうぞ。

生涯学習課長

失礼いたします。教育委員会事務局生涯学習課長の野田と申します。よろしくお願いいたします。今日、地域審議会でご議論いただく中で、その他の項目で最初に取り上げていただきました。あの、大変勝手をいたします。よろしくお願いいたします。すいません、座って失礼いたします。それではお手元のほうにA4一枚の資料を置かせていただきましたので、見ていただきながらということで、お話を聞いていただきたいと思っております。先だって、6月の市議会におきまして平成27年度旧明村庁舎の保存活用と計画策定に関する事業につきまして予算審議を通じてということになりますが補正予算という形で決定いただきました。ついては、それにあたりまして、その予算を使わせていただいて、策定をしていきたいということで、今日は地域審議委員の皆さまにご報告を申し上げたいということでございます。内容につきましては、国の登録有形文化財というのは皆さんの方がむしろよくご存じいただいていると思っておりますけれども、あの旧明村役場庁舎が国の登録有形文化財として、きちんと保存をしていけるということ、これがもちろん最大の目的でございます。その上でその改修にあたりまして、地域の皆さんや、また生涯学習の施設、コミュニティ施設等々に利用できるよということを含めまして、あわせて明小学校の通学路の確保ということも含めまして、旧明村庁舎の役場が今建っている部分を総合的に考えまして、現在は小学校側にやや約10mぐらいですけど、曳き家という形で後ろへ下げるということを前提としまして計画を立てていきたいというふうに思います。まあ、いずれにいたしましても保存と活用計画でございますので、これから現場、また地域の皆さんのお声をうかがって一番良いような形で計画をまとめていきたいふうに考えております。また、2番目でございます整備の形につきましては、私どものほうで現在、色々なお声をうかがった上でまとめてきたわけでございますけれども、特に明地域の皆さんの声をふまえて、また芸濃地域全体の声を踏まえてですね、整備の内容をきちんと計画として策定したいと考えております。全体、そこにも事業費として5,815,000円というふうにかかせていただきました。事業の内容につきましては大きな丸印でいくつか書かせていただいているわけでございますが、なによりもメインは先ほど

来申し上げております計画の策定でございます。また、3つめに検討会議というのを考えています。これは、明地域の自治会長さんをはじめ、この旧明村役場庁舎の保存活用に関して、それぞれ地域の皆さんの意見、いわゆる学者さんです、ね専門的な方の意見、そういった方を任意で委員という形で、こちらの方でお願いをしまして、検討の会議をしていただきまして、総合的にこの計画を作っていけるようにと、ひとつの会議と書いてありますけど、ひとつのそういう組織みたいな形で計画のほうに活かしていきたいということで、検討の会議を行わせていただきたいというふうに考えています。また、ここに出ただく方々につきましては、改めて地域の地元の自治会長さんをはじめ、色々な方と相談をして、おおむねですけど、あくまでもおおむねですけど20名程度をお願いできないかなあというふうに、これは申し訳ございません私どもの考えでございますけど、そういった利活用の会議を作っていきたいなというふうに考えております。それからその下の建造物の講演会としまして、なぜ旧明村の役場が地域の皆さんにとっても、また文化財として歴史的にも大切な建物なのかというようなことを、講演会と銘打ったんですけども、やはり専門的な視点で、こういったお話をさせていただく機会を、今年はぜひ作っていきたい。また、これはちょっと安全性の確認が必要になるんですけど、もう一度あそこの建物を見ていただく日を作っていきたいというふうなことを考えております。あわせて先ほど来、申し上げております旧明村役場庁舎が明小学校の南側に建っておるわけでした明の小学校の方へ向いてですね、PTAの皆さんももちろんなんですが、児童の皆さんにも明村の役場庁舎の保存について、色々とお話をしていただきたい、また理解をいただきたいというふうに考えています。おおむねこの10月位、もしくは11月位にひとつの計画の方向性の目途をたてたいと考えております。計画としましては、来年の2月位にひとつの計画としてまとめあげたいということで考えております。その27年はそういう事業で進めていくわけですけども、あくまでもこれは計画を作っていくという作業でございます。その計画に基づき、その後はどのように考えていくかは未定であります。今後の色々な形での論議が必要だと考えておりますので、そこについてはひとつご理解いただきたいと思っております。冒頭に会長さんのほうから、大変時間が長くかかってというようなこともちらっとふれていただきましたが、本当に芸濃地域の皆さまには、特にこの課題につきましては、以前から、色々なご意見をいただいた中で、市長をはじめ、多くの方々のほうに色々なご意見を出していただく中で、決断をいただいたということでございます。なんとしても今年度、この活用計画を、いわゆるいいものを作ってですね、芸濃地域の一つの大きな財産にさせていただけるような方向をつくりたいなというふうに思っておりますので、ご理解またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

いますか。あれば挙手をしてお願いします。はい、吉田さん。

吉田委員

ちょっとあの、大きな2番目の項目に、ミエ象などの芸濃地域、明地区の資料室と書いてありますやろ、これ、ミエ象の芸濃地区という意味を教えてください。いやいや、それからねえ、この役場、旧明村の今後の内容も含めて、実は芸濃町の総合文化センターの中に資料室がありますやろ、芸濃の。それで、あれを開設する時に、旧明村の色々な資料をあそこへ持ってったんですね。それらを、今後のこの種の事業の中へ含めるということになると、あそこを一部変更してということになるのかどうかということと、それから、これは総合支所に聞きたいんですけどね、今の資料室ですね、前の芸濃町の時代に、この明村の役場を壊す、それから普門寺の仏像を持ってきてあそこへ永久保存的に、仏像から何からみんな持ってきて、あの資料室を莫大なお金をかけて改造させたんですね。それに伴って、総合文化センターの会議室が、小会議室が2つくらいあったのにそれまで潰されて、そしたら、その後、どうなったかということ、普門寺の仏像はまた元へ戻ったんですね。そして今の資料室にあるように、がらんとしてますやろ、あその資料室は。それらの改造も含めて、改良も含めて検討しているのかどうか、いっぺん教えてください。

鈴木会長

はい、(生涯学習)課長。

生涯学習課長

失礼いたします。三つほどお話をいただいたと思うんですが、ミエ象につきましては、三重県の博物館ミエムの方にお願いしたいんですが、ミエ象のレプリカというか、置いてあるかというふうに思いますが、もともとはこの芸濃地域の、特に明地域の方でその骨が発見されたというような、これはいくつかのところから発見されている部分がありますので、あそこだけではないかと思うんですけど、そういう意味では、あのミエ象というのは芸濃地域の中では、いうなればひとつの、これこそ芸濃で発見されたんやぞというような一つにあたるのかなあと。私どもとしては伺っております。そういう意味では、こういったものを再度、地域の皆さんにも知っていただく。特に子供たちのほうが博物館へ行っても、津であるんやなあとというぐらいは見てるんやけど、まさか、自分とこの近くでそんながあったんは初めて知ったというふうな声も聞いておりますので、そういう意味ではいい機会ですので、そういうふうなことをちょっとでも知っていただくというのが、整備内容での私どもの一つの案として考えているということで、ご理解をいただきたいと思います。あわせて総合文化センターにございます、資料館の中に、いくつか貴重なものが、旧明村役場庁舎に関するものがあるということは、もちろん私どもも知っているところでございまして、できましたら、そういったものの再度移設をして、なんらかの展示ができるようなスペースを確保できないかなあとというふうに考えております。ただ、先ほど来から申し上げておりますように、PTAとか学校関係

者の皆さんとも十分相談した上で、どんな利用をしていくかということを決めていきたいと思っておりますので、案としては考えておりますけども、もっとこう、色々な意見があつてですね、極端なことをいえば、資料館的なものとして使う必要はないんじゃないのという話が出れば、それはそれで改めて考えなければいけないなあと思っておりますけど、私どもの考えとしては、今、そういったことを考えています。あの一定の数、一定の量が移設できれば、以前芸濃町さんのほうで、作っていただいていた会議室として本来作った部分が、一定の会議室的な方向で元へ戻せないかなと検討していく必要があるかと検討しなければいけないと思っておりますので、そういったことも含めて明村庁舎のほうの、活用について色々な視点から、ご意見を寄せていただければなあと期待しているところでございます。三つのことについてお答えさせていただいたつもりですけど、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木会長

はい、支所長さん。

総合支所長

総合支所としてという部分でございますが、基本的には、資料館にしろ、明の関係につきましては、その生涯学習の方の所管ということになっており、明の役場が保存ということでされるなかの部分で、中身の部分で歴史的な部分の関係を、やはり地域の資料ということであれば、当然、明の役場関係する資料はそこで展示されるだろうと。芸濃地区全体のこの部分の資料ということでございますので、明の分だけどうこうということは難しいと思われまふので、できれば、重複する形の中で置いていただくほうが良いのかなあと思ひます。今、芸濃名所めぐりで、ふるさとガイド会が回つていただいておりますが、必ず資料館に行つていただいて、芸濃地域全体の歴史を学んでいただくというか、ご説明をさせていただきます。その中で、明だけとは違ひますので、全体をそのまま残していただくような話になろうかと思ひます。希望としてはさしていただきたいと思ひしております。会議室という形でございますが、これは当然、できれば元へ戻していただければなあと思ひます。ただまあ、あそこに展示していただひてある物につきましては、農機具や、一般的なものにつきましても、割合と色々な形があるんですけど、地域の特別な部分でとらえればそうかもしれませんし、全市的にもよく似たところが沢山あるというようなこともあつて、ここらへんは生涯学習課のほうでご検討いただくことかなと思ひます。基本としては以前の会議室という部分で、復元していただくということがいいのではないかと思ひます。会議室として利用させていただくのが一番いいのかという気持ちでございます。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。吉田さんどうですか。

吉田委員

ミエ象のことは知りませんでしたわ。ええことを教えてもらひましたわ。芸

濃のいわれもね。これは勉強になりましたわ。それから今の資料室ね、がらんとしてますやろ。あの、仏像取ってった後、元へ戻した後、だからあそこのとこをきちっとせんと資料室の値打ちがない。行ってがらんとして、これが資料室かというてね、安濃に比べたり、あるいは美里に比べたり、あんなことした仏像、持ってきたもんで、あんなことしたもんでおかしくなった。

総合支所長

すみません、芸濃町時代の部分は移してありますが、今、現在、生涯学習のほうで、ご協力をいただきまして実物大のパネル展示をさせていただいてございます。ですから5体の部分は実物ではないんですが、一応パネルという形の中で展示はさせていただいておりますので、そのスペースについては、一応パネルの展示ということで、スペースは埋めさせていただきます。そのような形で、今、現在はあそこの部分については、パネルという形で資料として残させていただいておるような状況でございます。

吉田委員

あのね、普門寺がね、2箇所もあったらね、本当の普門寺の値打ちが下がりますよ。

鈴木会長

ほかにどうですか、この件について、はい、濱野さんどうぞ。

濱野委員

あの、明の人に怒られますけど、ゆくゆく、もしかして明小学校が廃校になったら、あの小学校を資料館にしたってください。するんなら中途半端にせず、それまで抱かえとって。明小学校と新しく移設する役場と普門寺を一体として考えたってください。後からつなぐと大変やで。あれ、一体となるとすごい、ええ資料になると思いますよ。明地区もそうですし。

鈴木会長

はい、(生涯学習)課長さんどうぞ。

生涯学習課長

今、委員さん言うていただきましたようなご意見も十分踏まえてですね、小学校につきましては、今後どう使っていくかという話は今後のことで、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木会長

はい、吉井さん。

吉井委員

あの、581万ですか。これは計画を策定するための予算ですか。実際工事がはじまったら、どれぐらいの金額になるかわからないですね。移動させて、まあ、新国立競技場みたいになっていくのか。

鈴木会長

はい、(生涯学習)課長さん。



生涯学習課長

はい、おっしゃるとおりでございます。事業費として出させていただいたもの、それから今日、資料としてお示しさせていただいているものはすべて平成27年度の事業ということでご理解をたまりたいと思います。計画が、きちんとしたものがないと、次の工事なり、次の設計なり工事なりができないということが、当然見えてこないわけですから、少し例に出していただきましたけど、どこかの国立競技場みたいなことにならないように、きちんとした計画をしっかりと作ってですね、今後、検討していただかないとならないわけです。逆に言いますと、この計画がちゃんとできていかないと28年、29年それぞれ色々なことを考えていただいたとしても、当然、元が出来ていなかったら当然計画だけでこけてしまいかねないと、そういうことになってしまいますので。現時点では、その可能性がないのかと、申し訳ございませんけれど、ないとは言い切れないということでございます。ですので、私たちも全力を挙げてこの計画を作って、次へつなげていけるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

鈴木会長

役場の件についてはこれでよろしいか。それでは次にまいります。その他の項を、旧雲林院小学校と安西小学校の利用について事務局から説明を求めます。

地域振興担当主幹

前年度の第5回地域審議会でも「旧安西小学校・旧雲林院小学校跡地に係る意見等の聴取について」多方面へのアンケートの取りまとめを示させていただきました。その後、特にこれといった意見等はいただいておりませんが、校舎に関しましては、今後、再度各団体からのご意見等もお聞きしていく考えです。また、4月1日から教育委員会から地域振興課へ所管換えとなりましたが、それぞれ学校開放事業で継続しています体育館、グラウンド等の利用に関しては、現在、登録団体数は旧安西小学校で10団体、旧雲林院小学校で10団体となっており、旧雲林院小学校については、3団体増加している状況です。今後、地域としての校舎の活用が難しい場合は、次に全庁的な利活用を各部署に打診していきますが、さらに全庁的な利活用がない場合は、民間等の外の機関、団体などの利活用となっていきます。

鈴木会長

ありがとうございました。報告が終わりました。何か質問等ございますか。はい、片岡福生さん。

片岡（福）委員

ちょっと今の説明、ちょっと、よう分かりにくいんですけど、今後の計画として、いつ頃までにこうしますという、そういう具体的なスケジュールというのは、なんかあるんですか。

鈴木会長

はい、支所長さん。

総合支所長

一応できましたら、今年度中までに、各利用団体の部分で再度聞かせていただくんですけど、地域的な利活用の関係が、あるかないか、それを踏まえて行政としての関係での利活用、その方向性までは確認をしていきたいなど。それを受けて、新年度にどのような形というのは、基本としては財産管理もふまえてですね、進めていくような話にはなろうかと思います。グラウンドと体育館につきましては、ご利用、ご活用いただいていますので、今、問題になっておるのは校舎ということでございますので、これを地域の中でどういうふうにしていくかというようになろうかと思います。基本、地域の中でどうかというのを、まず確認させていただいた上で、行政全体として、行政の施策の中で活用できる部分というものであるかないか検討した上で、無いようであればということでございますので、その点は、今年度中に確認をさせていただく必要があらうかと思います。

鈴木会長

よろしいですか。他にございませんか。はい、濱野さん。

濱野委員

一つだけよろしいか。廃校になってから入らないので知りませんが、校舎も何年かそのままなんですけど、中は荒れていませんか。大丈夫ですか。

鈴木会長

はい、(地域振興)課長さん。

地域振興課長

中のほうは、廃校になったというか、その後、必要な部分は、必要なところへ再利用していますので。例えば、机とか椅子とか黒板とかああいうのはないですけども、部屋はそのままでございます。ただ、まあ、閉め切ってございしますので、若干、空気が中に溜まっておるといようなことで結露とか、そういうのがございんですけど、以前と比べてひどくなっているとか、雨漏りがしとるとか、そういうことはございません。それで、電気も水道もつながっておりますし、電気や火災設備の装置の点検もしておりますので。

鈴木会長

はい、吉井さん。

吉田委員

プールは防火水槽かなにかになっているんですか。

地域振興課長

プールですけど消防水利という明確な水利にはなっていないと思いますけど、いざという時には、当然水利として使うということで、今、現在、まあ、そのままの水がたまった状態で2校共、管理されているという形でございます。ただ、まあ水はもう換えておりませんし、フェンスが時々傷んでですね、人が出入りしないように監視しておるといようなことでございます。

鈴木会長

まあ、学校跡地となると規模が大きいので中々残すとなっても維持費がいる

し、そやかて活用となっても校舎まではいらんとなってくるし、大変やと思いますけども、新生中学の場合は、新しくできたんやでフランスベッドに売却しましたけど、小学校は売却することができないやろと思いますし、中々難しいところやと思います。明（小学校）も先ほど言われたとおり、後、何年かしたら、たぶん、同じ立場になるんじゃないかと思えますけど。地元で活用せえといつても、そうはいりませんしなあ、これ。美杉ですか、他所の例を、美里も空いてますわな。

濱野委員

3つありますなあ。

鈴木会長

そうですね、グリーンの近くに。

濱野委員

一志は2つ空いてます。

鈴木会長

他所のとあわせて、一度検討をしていただきたいなと思います。

地域振興課長

また、なにかいいアイデア等ございましたら、よろしく願いいたします。

鈴木会長

大きすぎるで、福祉施設にでも貸してしまうとか。

吉田委員

福祉施設として使ってくれとかな。

鈴木会長

よろしいか。それでは次の項に入りたいと思います。地方創生に向けた取り組みについての意見交換になりますが、事務局から説明をお願いします。

地域振興課主幹

失礼します。現在、国を挙げて地方創生に向けた取組が推進されていますが、我が国では、1970年代後半以降合計特殊出生率が急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準（「人口置換水準」。現在は 2.07。）を下回る状態が、約40年間続いてきましたが、総人口は2008年（平成20年）まで増加を続けてきました。これは、平均寿命が延びて死亡数の増加が抑制されたことに加え、戦後の第一次・第二次ベビーブームによる大きな人口の塊により、出生率が下がっても出生数が大きく低下しなかったことに起因するもので、“人口貯金”ともいわれる状況にあったからです。ところが、この人口貯金を使い果たし、人口の減少局面に入っています。この状況は、以前から予想されていまして、津市をはじめ、多くの地方自治体においては、これまでも少子化や高齢化の急速な進行をまちづくりにおける重要課題として認識し、その解決に向けては、地域振興策や地域活性化策という名目で、様々な取組を行ってきました。このような中、平成26年5月に民間の有識者組織である「日本創成会議」から、30年後には人口減少で多くの地方自治体が消滅する可能性があるというレポート

が発表され、「消滅可能性都市」とされた自治体を中心に大きな反響を呼び、国においては、平成 26 年 11 月 21 日にまち・ひと・しごと創生法を成立させまして、そして、同年 12 月 27 日には、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。地方創生に向けては、地方が自ら考え、そして責任をもって実行していくことが求められています。津市は、消滅可能性都市と言われるような逼迫した状況に陥ってはいませんが、ただ漫然と受け流すことができる状況でもありません。将来を見据え、しっかりとした戦略を持って取り組んでいかなければなりません。そこで、国からの財源を有効に活用しながら、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、その好循環を支える「まち」の活性化に向けた具体的な施策を掲げ、地方創生に向けた取組をより効果的に集中して進めるため、人口の現状と将来の展望を提示する「津市版の人口ビジョン」と今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定に取り組んでいるところです。今回は、事前に送付しました骨子案を確認いただき、地方創生に向けたアイデア等をいただきと思います。それでは、人口ビジョンと総合戦略の骨子案について、簡単に御説明申し上げます。では、まず人口ビジョン（骨子案）から、人口ビジョン（骨子案）について、まず P 2 ページの図表 1 における国勢調査の結果を見ますと、2005 年の 288,538 人をピークに人口が減少局面に入っており、社人研によると 20 年後の 2035 年には 242,682 人になると予想されています。それから、P 3 の図表 2 における年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の動向を見ますと、年少人口は 1975 年から、生産年齢人口は 1995 年から、減り続けている中で、老年人口は増加し続けています。P 5～7 の図表 4 の人口ピラミッドの推移を見ますと「釣鐘型」から「つぼ型」に変わってきており、より少ない若者で高齢者を支えなければならないことが予想されます。P 8 の図表 5-1 を見ますと、死亡数が出生数を上回る状況が続いており、その差も大きくなりつつあり、自然減が進行しています。P 10 の図表 7-1 と 7-2 を見ますと、人口減少に反して、世帯数は増加し、核家族や高齢単身世帯が増えています。P 12 の図表 10 を見ますと、合計特殊出生率は、僅かながら上昇しているものの、婚姻件数は減少し、同様に出生数も減少しています。続いて社会増減です。社会増減の年齢における特徴については、P 19 の図表 14-1 の年齢階級別 5 年間の人口移動の推移がよく分かるものとなっています。例えば、表の横軸の「15～19 歳→20～24 歳」の「1980 年→1985 年（折れ線に■のマークが付いているグラフ）」を見ますと、1500 人ほどマイナスになっていますが、これは 15～19 歳の人が 5 年間、すなわち 20～24 歳になるまで人口に変化が無ければ、プラスマイナス 0 となるところ、マイナスになったということは、5 年間で転出等によって人口が減少したことを示しています。津市の特徴としては、進学や就職が要因と思われる「20～24 歳→25～29 歳」がマイナスとなっています。また、これも進学や就職、転勤等を理由に「10～14 歳→15～19 歳」、「25～29 歳→30～34

歳」、「30～34歳→35～39歳」で増加が見られていましたが、最近では、「25～29歳→30～34歳」、「30～34歳→35～39歳」が減少に転じています。これは、進学等で市外に出た若者が、就職等でもどることが少なくなっていることを表していると考えられます。P 23の転入状況とP 24の転出状況を見ますと、県外では、東京、大阪、愛知との人口移動、県内では、四日市、鈴鹿、松阪との人口移動が大きくなっています。また、P 25の転入・転出の超過状況を見ますと、東京、大阪、愛知への転出超過が大きいのが分かります。P 27～29の転出者アンケート結果について、27ページの図表19-1（nは対象数を示しています。）を見ますと、転出者のうち20歳代、30歳代の若い世代の割合が約6割を占めており、転出理由は「勤務の都合」が最も高く、特に20歳代から50歳代は5割以上が「勤務の都合」となっています。また、図表19-2と28ページの図表19-3を見ますと転居後の同居の家族の人数は、転居前と比較して30歳代以下では3人以上の割合が減少しており、10歳代では「1人」、20歳代では「1人」と「2人」、30歳代では「2人」の割合が増加しています。さらに、図表19-4と図表19-5で転居後の家族構成を転居前と比較すると30歳代以下で「親と子（2世代）」の割合が10ポイント以上減少しているほか、「親と子と孫（3世代）」の割合も減少しているなどのことから、30歳代以下の若い世代は、就職等の勤務都合や結婚等により、親元を離れて転出する傾向がうかがえます。29ページの図表19-6を見ますと、転出者全体における『津市に戻りたい』意向に関しては、10歳代では38.5%、また津市での居住年数が15年以上25年未満の人では、40%以上と高くなっていることから、幼少期から津市で育つたと想定される若い世代を中心に将来のUターンを促進する働きかけを行っていくことが有効と考えられます。30ページの図表19-7を見ますと、転入者のうち30歳代を中心に、20歳代から40歳代の割合が約8割と高くなっています。また、図表19-8と図表19-9を見ますと、同居している子どもがいる割合が4割以上となっており、うち就学前子どもの割合が最も高くなっています。このように、子育て世代と将来の子育て世代となりうる若者世代の転入割合が高いことから、子育てしやすい環境づくりを推進・充足することが、転入の促進や長期定住化につながると考えられます。また、31ページの図表19-10を見ますと、転入先として津市を選んだ際に重視した項目については、「親族（親・子どもなど）との距離」が最も高くなっており、親族が津市に在住していることが、津市を選択する大きな要因の1つとなっています。さらに、図表19-11と図表19-12を見ますと、転居後の住居の種類は、「自身の持家（一戸建て）」の割合が転居前と比較すると高く、30歳代以上で自身の持家率が大きく向上していること、一方で32ページの図表19-13を見ると、転居後の家族構成では親と子と孫（3世代）の割合が大きく増えていないことから、同居ではなく近居が多いと想定されます。また、31ページにもどって図表19-10の津市を選んだ際に重視した項目として、「住居周辺の静かさや落ち着き」が上位となっており、32ページの図表19-

14 を見ますと、実際に住んでの満足度でも最も高くなっていることから、静かで落ち着いたある居住環境を転入促進のPRとして活用していくことも有効であると考えられます。P 33～35 ですが、若者の結婚のハードルになっているのは、独身の利点である「行動や生き方の自由」を失うことが最も大きくなっています。このため、晩婚化が進み、ひいては、結婚している30歳代以上で理想の子ども数を下回る理由として年齢や身体的なものが多くあげられていることに繋がっていると思われます。人口の減少や高齢化等の進展がもたらす課題について（P 42）ですが、高齢化の進行による社会保障費の増加に伴い、住民や行政への負担も増加することが予想されます。全国的な消費の低迷により、産業規模の縮小や雇用の減少が予想されます。住民税等の収入が減少し続けると、行政サービスの拡充はもとより、施設やインフラの維持管理のための財源等の確保が難しくなります。地域における経済が縮小し、地域の生活を支える店舗や公共交通、病院等が無くなり、特に車を運転しない高齢者が暮らしづらくなります。地域におけるコミュニティや共助の機能が低下するほか、担い手不足により文化・歴史・伝統の継承が難しくなります。人口の展望について（P 42～43）ですが、人口の展望、年齢区分は、戦略に掲げる施策や今後の議論を踏まえ、津市としての合計特殊出生率を設定していくので、この骨子案では示していませんが、今後示していきます。施策は、自然減と社会減の対策が必要です。特に若者の結婚へのハードルとして、独身の自由さや生活リズムなどを失いたくないということが大きいことから、妊娠や出産、子育てなどに関する正しい知識をもってもらい、自身のライフプランをイメージしてもらうようにすることが必要ではないかと考えます。また、雇用の創出はもちろん、ワーク・ライフ・バランスの推進や市民に手が届きやすい住宅の供給も必要であると考えます。以上、人口ビジョン骨子案の説明でした。続きまして、総合戦略についてですが、まず、策定の基本的な考え方、趣旨につきましては、冒頭に申し上げたとおりです。計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。位置付けとして、時系列の関係で見ますと総合戦略は、総合計画後期基本計画と次期総合計画の計画に重なるため、現行の総合計画に位置付けた施策のうち地方創生に係り特に集中的かつ効率的に取り組むべき施策と地方創生に向けて次期総合計画期間中においても取り組むべきとする施策を位置付けるものとなります。続きまして、策定のポイントについて（P 4～5）です。人口ビジョンを踏まえ、地方創生に向けた取組を進めるため、総合戦略において、3つのポイントを掲げています。ポイント①としては、「県都津市が有する資源や環境を最大限に活かした真に市民に求められる施策の展開」を掲げ、日本で初めて市制を施行した31市の1つとして明治22年からの長い歴史の中で育まれてきたコミュニティや古くから地域の生活を支えてきた豊かな自然をはじめ、インフラや大学などの高等教育機関、医療機関、市や国、県の行政機関など、県都として集積されてきた都市機能を強みとして最大限に活かし、子どもを生み育てやすい津市に磨きをかけるとともに、引き継がれてきた文化

や歴史、風土を生かして津市の格調をさらに高め、住みたくなる津市、住むことに誇りを持つ津市を目指すことを掲げています。ポイント②としては、「攻める戦略」と「守る戦略」の複眼思考として、人口減少に歯止めをかける積極的な施策を展開する一方、施策によって人口減少が収束するまでには、ある程度の時間を要し、この間も人口減少が続くことを考慮した、効率的かつ経済的な観点の戦略も展開することを掲げています。ポイント③としては、国の総合戦略において踏まえることとされている、政策の5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の重視を掲げています。続きまして6ページからの目標別戦略についてです。基本目標は、国の総合戦略に掲げられる、①雇用の創出、②新しい人の流れの創出、③結婚・出産・子育て、④時代にあった地域づくりを踏まえ、津市の総合戦略の目標は、「①出会い・結婚・出産・子育てしやすい環境づくり」、「②産業振興、企業誘致等による安定した雇用の創出・拡大」、「③定住・還流・移住などによる新たな人の流れの創出」、「④人と人が繋がった暮らしやすい地域づくり」としています。まず、①出会い・結婚・出産・子育てしやすい環境づくりでは、(1)の出会い・結婚、(2)の妊娠・出産、(3)の子育てといった3つのカテゴリに分けて施策を掲げています。②産業振興、企業誘致等による安定した雇用の創出・拡大では、(1)の産業振興の推進、(2)の企業立地の促進といった2つのカテゴリに分けて施策を掲げています。③定住・還流・移住などによる新たなひとの流れの創出では、(1)の定住の促進、(2)の還流の促進、(3)の移住の促進、(4)の人々が行き交う津づくりといった4つのカテゴリに分けて施策を掲げています。④人と人が繋がった暮らしやすい地域づくりでは、(1)の地域福祉の充実、(2)の安全で安心して暮らせる地域づくりといった2つのカテゴリに分けて施策を掲げています。続きまして、(4)より実効性のある戦略とするためについて、ということで、P11をご覧ください。戦略は外部組織を設置し、検証することを掲げています。検証の仕組みとしては、各施策に設定したKPIの達成度を確認し、PDCAサイクルによる検証を行うとしています。三重県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略と連携するとともに、地方創生に向け必要とする支援や制度があれば、三重県と連携して国等への提案や要望を行うとしています。国との連携においては、国の補助制度や有利な財源、支援制度などを活用するとしています。以上の内容を踏まえ、地方創生に向け、人口減少に歯止めをかけることができる、「雇用の創出」、「新たな人の流れの創出」、「若い世代の結婚・出産・子育ての支援」、「地域づくり」といった観点からの意見、アイデアなどをお願いします。例えば、雇用を創出するためには、どういったアイデアがあるか。若い世代が津市に集まり住んでもらうには、どういった取組が必要か。どうすれば、婚姻件数や出生率があがるか。これからの時代に合った地域づくりはどうあるべきか。などです。今回は、東京一極集中を是正するとともに人口減少に歯止めかけるなどといった、少し大きな視点で意見をいただきますようお願いいたします。

鈴木会長

はい、ありがとうございました。事務局から細かく説明をしていただきましたけれど、何かご質問等ございますか。はい、林さんどうぞ。

林委員

これから議論をするのに、ある程度たたき台みたいなんがでるんでしょうけど、今、言われた各地域審議会にこれは出されてみえるんだと思うんですが、先ほどの言い方でいくと、津市全域の人口維持なり、就労の拡大とか産業とか、極めてそれはなんというか概念的な話はできると思うんですが、個別にアイデアとか、もっと極端に言えば先ほどの資料のなかに芸濃地区は高齢化率は高いですし、人口の減少も平均よりは少なくなるんだろうというふうに想定すると、どちらかといえば、芸濃地域の人口維持なり、あるいは、さらに少子高齢化を含めて、どういうふうに歯止めができるかどうかわかりませんが、そういうようなことを全体論をやるというイメージなんですか。津市全域のことについてやってくれと、議論をくれということなんですか。

鈴木会長

はい、支所長さん。

総合支所長

基本的な部分は、津市全体の関係になってこようかと思うんですけど、ただ10の市町村が合併して、色々な地域があるということでございます。その地域で持っている大きな概念の部分で捉えた時に、芸濃地域としては、もっとこういうふうなことをしてもらいたいということの部分、やっぱりあげていただきたい。それを全体に反映できる部分が、共有できる項があれば、ほかの町村においてもそういうような項があるのであれば、あげてくということになるかと思えます。具体的には芸濃地域でとらえていただいて、それを全体に反映させるという考え方で、ご意見をいただければいいと思います。

濱野委員

ここと美杉と同じような施策ができるかといえば、それはできあんとはいえませんが、すし。

総合支所長

ここの部分がうちにあたるのかとか、先ほどあったようにここに載っていないと何も、計画の中にすりこんでいけないということですので、その点は、芸濃地域の中ではこういう施策を入れていただきたいということであれば、ほり込んでいくということで、ご理解いただきたいと思えます。

鈴木会長

意見とかアイデアがあつたら、ちょっと教えてほしいということでございますけども。はい、片岡福生さん。

片岡（福）委員

最初の芸濃町のまちづくりと関連するんですけども、今、言われたようなビジョンというような、なにか良いご意見があれば、逆に言えば、こういう、ま



ちづくりができて、今後の芸濃町のまちづくりとして、こんなふうにしてほしいとか意見が出ている。これを達成することによって、これが少しは達成していくと、それに連携するんじゃないかと。ま、これだけのためにとということではなく、まちがよくなって住み良いまちになっていけば、当然、人口も増えてくると。連携するかなと思いますけどね。だからちょっとこれ切り離さずに、やっぱりこういうまちづくりを良くすることによって、人口も増えるし、実際問題、住居関係が良くなれば人が増えますよね。今、芸濃町のインターの近くでぎゅーとらが来たりとか、ああいうふうに活性化してくると、急にアパートが建ったりとか人が増えますよね、あのへんも。環境ですよ、当然。そういうふうに連携していく。そういう意味ではやっぱりここに書いてあるような芸濃町のまちづくりをすれば、これに連携してくるといいう形になると思いますけど。これだけのなんか策を考えるというんじゃないしに、まちづくりを良くすれば、当然それに比例してくるかなという気がしますね。

鈴木会長

はい、支所長さん。

総合支所長

片岡委員おっしゃられるように、基本的には連動というか、包括するような話でございます。これ最初の関係で、色々ご意見をいただいた中に、今回の、まち、ひと、しごとの部分の項目の関係で、あたるところがあれば、そこへ具体的な部分を要望としていれていただくということになるかと思えます。ですから、子育てについても、先ほど言いました、放課後児童プランの充実という点でいえば当然あてはまっていますし、そういう点で、その中に、ご意見いただいた中の関係が、ここの中に載っていないのであれば、ここへ追記というか、要望として入れていただければと思っています。

鈴木会長

ほかにどうですか。

総合支所長

今すぐということが難しいようでしたら、また期間を決めて、個別に送らせていただくようなことも考えさせていただきます。今、現実的な部分の中で、読んでいただいて、さまざまな形で情報も集めていただいた中で、芸濃地域としての部分でとらえていただき、ご理解いただいた上で、送らせていただく文書に、ご意見、ご要望をいただきたいと思います。その点、ご配慮させていただきたいと思います。

鈴木会長

5年間となっていますけども、我々は来年の3月までですもんで。そやで、その後はどういうほうに向かうのか。いつまでに意見を出すのか。

地域振興課主幹

とりあえずは、この各地域審議会を含めてですね、各種団体と意見交換をする中で、スケジュール的には8月一杯となっておりますので、皆さま方には

8月の中頃までを目途にさせてもらいたいと思います。

鈴木会長

問題は大きいわ。これは。

総合支所長

視点としましては、片岡さん言われるように、皆さんからお出ししていただいた中で、これからのまちづくりを考える中で、当然見えてくると思うんですけど、そういった中で、改めて、市全体としてのビジョンで、ご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木会長

この地方創生に関してはどうですか、このへんでよろしいか。また、8月中頃を目途にアイデアを考えておいてください。せっかくの機会でございますので、皆さん方からなにかご意見がありましたらいただきたいと思いますが、いかがですか。はい、吉井さんどうぞ。

吉井委員

粗大ゴミなんですけども、白銀環境センターはまた別のところへ変りますんやな白銀も、もう満タンになってきたから。

総合支所長

最終処分場のことですか。

吉井委員

芸濃町のことじゃないんですけども、実はごみをそこへ運んでいったら、以前やったら車の中へ積んである重量で計算してもらったんですけども、そうじゃなくて1トンの車ならどれだけ少なくともいくらと、びっくりしたんですけども、それやったら畑へほっておけば、そのうち消えていくのにというぐらいにしか思えなかったんですけど。1トンで17,000円。

総合支所長

積載容量の関係で。

片岡（正）委員

軽トラに1トン積んでも軽トラや。1トン車に3トン積んでも1トン車。1トン車に500キロ積んでも1トン車。

吉井委員

そんな計算の仕方です。

総合支所長

基本的に細かく量ってということのをそれほどやらずに、1トンやったら1トンという決めの中でやっておるということだと思いますんで。

吉井委員

壊れたからあれですか、秤が壊れたから、次、新しいの作らないかんから、修理せずにそのまま使っているとか。

総合支所長

そんなことはない。

片岡（正）委員 最初から車両の積載量やな。行くんやったら軽トラに1トン位積んでかないかん。

総合支所長 積載量は守っていただいておりますという前提の中で。

吉井委員 でも、松阪やったら初めに載せて、帰りにもう一回、空の載せて、その差で。

片岡（正）委員 もちろんそうです。せやで、さっきやったら350キロ。行くんやったら軽トラでいかんと。

地域振興課長 一応確認します。

鈴木会長 他にありますか。では、私がちょっと一言。この場で言うてええか悪いか分かりませんが、選挙の投票率、この前の知事選挙と県議会の選挙、私は芸濃町の投票率は悪いと思うんですよ。特に福祉会館、30%やて、これ旧津市でワーストワンだったらしい。なんでこんなに投票率が悪いのかと思て。ちょっと行くのに遠いんやろか、あそこは。

片岡（正）委員 なんでやろうなあ。失礼やけど選挙に関心がないのかな。

総合支所長 だいぶ啓発とかはさせていただいておりますが、旧津におきましても割合と団地住民と、よく言う旧在同士という用語があるんですけど、旧の農村集落の方は80%近いとか、新たな団地とか、高茶屋のようなアパートの方とか、そういう方の部分は、割り合いと投票へ行く方の率が悪いとか、3割とか、その総文の関係については、棟本の関係の中におけるところの、色々な中で、そういう点ではちょっと投票が低い部分もあるかと思うんですが、啓発は重点的にさせていただければと思います。

吉田委員 ちなみに総合文化センターに来た人の期日前投票率というのは。僕らは行ったことがない。

鈴木会長 はい、課長さん。

地域振興課長 ちなみに余談ですけど期日前投票というのは、朝から晩までしていますけど、そこでのパーセントを見ますと、だいたい4割くらいはネオポリスの方々です。よそへ行って投票されている方もたくさんいる。当日のね、投票所へ来て投票せんというのもありますけど、前回のやつは今調べていますけど、そういう率かなと。全体のは調べてみますけど。期日前というのが人気が高くて。

鈴木会長	選挙の内容にもよりますけどな。
片岡（福）委員	関心がないんやなあ。
片岡（正）委員	中山間部というのは特に関心ないね。失礼やけど、美杉のほうが投票率あかんで。
落合委員	河内はええんや。
山田委員	期日前投票というのは、ちなみにどれぐらいの割合であるんですか。有権者数は、ここの。
地域振興課長	ここの有権者数は一緒ですけども、投票者数ですよ。
総合支所長	割り合いと昔に比べると期日前はやりにくいとかいうことはないことから、行けない理由とか色々な理由の関係も細かく書くということはなくなったので、投票できる箇所についても、芸濃でもできるということになりましたので、そういう意味ではだいぶ投票率もあがってきました。
鈴木会長	もう、なければこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは長時間にわたりご苦労さまでございました。外へ出ると暑いので気をつけてください。
事務局	ありがとうございました。